

# 常磐祭実行委員会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本委員会は実践女子大学・実践女子短期大学部常磐祭実行委員会と称し、各キャンパスに設置する。

(目的)

第2条 常磐祭は学生の自主性を養い、学生相互の親睦をはかり、文化、体育等の諸活動の成果を学内・学外に発表し、広く本学を紹介することをその目的とする。

(決議機関)

第3条 本委員会は常磐祭運営に関する最終審議及び決議機関である。

## 第2章 実行委員会

(組織)

第4条 本委員会は、本学学生を以てこれを組織する。

(権利及び義務)

第5条 実行委員は次の権利と義務を有する。

- (1) 第2条目的達成の為、責任ある態度を以て活動に参加し、これに協力する義務
- (2) 本学学生を代表して参加団体に常磐祭に関する一切の報告を請求する義務
- (3) 本委員会の経費について予算の分配に対する希望及び決算報告を受ける権利
- (4) 常磐祭に関する規約を厳守し、決議事項を完全に履行する義務

## 第3章 組 織

(構成)

第6条 本委員会に設置する担当の構成は次の通りである。

- (1) 実行委員長
- (2) 副委員長
- (3) 会計
- (4) 監査
- (5) 総務
- (6) 渉外
- (7) 広報
- (8) 喫茶・模擬
- (9) エコロジー対策
- (10) 本部企画
- (11) その他、本委員会において必要と認められた担当

(任務)

第7条 本委員会規約第6条に示す担当の任務は次の通りである。

- (1) 実行委員長は本委員会を代表し統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は常磐祭に関する経費のうち、学友会執行委員会、文化部連合会及び体育連合会の扱う経費を除き、一切の取り扱い、統括を行う。
- (4) 監査は会計の監査を行う。
- (5) 総務は常磐祭に関して学内における一切の事項について取扱い、統括を行う。
- (6) 渉外は常磐祭に関して学外における一切の事項について取扱い、統括を行う。
- (7) 広報は常磐祭に関する学内及び学外告知における一切の事項について取扱い、統括を行う。
- (8) 喫茶・模擬は常磐祭に参加する出店団体の衛生管理を行う。
- (9) エコロジー対策は常磐祭におけるゴミの分別等、エコロジーに関する一切の事項について取扱い、統括を行う。
- (10) 本部企画は常磐祭に関する本部企画の一切の事項について取扱い、統括を行う。
- (11) 実行委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。
- (12) 実行委員会における担当の選出は互選とする。

## 第4章 会 計

(経費)

第8条 常磐祭に関して本委員会が取り扱う経費は、本部団体会計会議にて原案を作成し、学生大会の承認を得た上で、予算・その他の収入を以てこれにあてる。

(年度)

第9条 本委員会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 機関及び運営

(機関)

第10条 本委員会は第2条目的達成の為に次の機関を設置する。

- (ア) 定例会
- (イ) 参加団体連絡会会議
- (ウ) 常磐祭スタッフ
- (エ) その他

### 第1節 定例会

(定例会)

第11条 定例会は、常磐祭運営に関する最終審議及び連絡機関である。

(構成)

第12条 定例会はキャンパスごとの実行委員を以て構成する。

(開催)

第13条 定例会は新年度本委員会の発足後、週1回以上、曜日を定めて行う。

(掲示)

第14条 定例会での決定事項は、必要に応じて随時掲示する。

## 第2節 参加団体連絡会会議

(会議)

第15条 本会議は、常磐祭参加団体に対する審議及び連絡機関である。常磐祭参加団体の責任者は、参加するキャンパスで開催される参加団体連絡会会議に出席する。

(構成)

第16条 本会議は、常磐祭参加団体の責任者及び実行委員を以て構成する。

(招集)

第17条 本会議は、実行委員長が必要と認めた場合に招集する。

(伝達及び執行)

第18条 本会議での決定事項は、責任者を通じて、常磐祭参加団体に伝達され、執行される。

## 第3節 常磐祭スタッフ

(常磐祭スタッフ)

第19条 常磐祭スタッフは大学・短期大学の各クラスより数名ずつ選出された者をいう。

(活動)

第20条 常磐祭スタッフは常磐祭期間中及び準備段階において実行委員長が必要と認めた場合、常磐祭実行委員を手伝う。

## 第4節 参加について

(参加団体)

第21条 常磐祭の参加団体は、文化部連合会・体育連合会所属サークル、関連同好会、その他有志団体を中心とし、定例会で許可された団体とする。但し、参加団体連絡会会議に出席し、所定の届出を必要とする。

## 第6章 補 則

(細則)

第22条 今後、学友会規約の改正により本規約は一部変更する場合がある。

(改廃)

第23条 本規約の改廃は定例会の議を経て学生大会の承認を必要とする。

附 則

本規約は1985年4月1日から施行する。

附 則 (2014年4月1日)

この改正規約は2014年4月1日から施行する。

附 則 (2016年4月1日)

この改正規約は2016年4月1日から施行する。

附 則 (2018年4月1日)

この改正規約は2018年4月1日から施行する。